

ワクチン接種を希望する皆さんへ

満12歳以上の予約を受け付け中

8月27日、満12歳以上の全ての皆さんの接種予約を開始しました。接種を希望する人は、次の手順で予約をお願いします。

- ※ 満12～17歳の人の接種券は、8月24日に発送しました。16歳未満の接種には保護者の同伴が必要です。詳しくは同封のチラシを確認を。
- ※ 18～64歳の人の接種券は6月に発送済みです。紛失した人や届いていない人は、再発行しますので右記までお問い合わせください。
- ※ 今後満12歳になる人の接種券は、順次発送します。

町ホームページや予約システムで接種に関する最新情報を更新しています。お問い合わせはコールセンターまで。

●松前町コロナワクチンコールセンター

☎ 089-909-3253 9時～18時 ※土・日、祝を除く

予約方法

※接種は一定の間隔を空けて2回行います。

次のいずれかの方法で、**1回目のみ**予約をしてください。2回目の接種は、3週間後の同じ会場・時間で自動予約されます。職場や大学で接種する人は**二重予約しないよう注意**してください。

▶電話予約

- ① 手元に接種券を用意し、コールセンターへ電話する。
- ② オペレーターに接種券番号、氏名、生年月日、連絡先を伝え、希望の接種場所・日時を予約する。

▶インターネット予約

- ① スマートフォンなどで右のQRコードを読み込んで、接種予約ページにアクセスする。
- ② 接種券番号と生年月日でログインし、画面の案内に従って希望の接種場所・日時を予約する。



キャンセルサポーターにご協力を

接種日当日に急なキャンセルが出た場合など、緊急の接種に協力いただくキャンセルサポーターを募集しています。電話かWebフォーム(下のQRコード)で登録を。



●子育て・健康課健康増進係
☎ 985-4118

接種当日の持ち物と注意点

- ・ 町から送付された接種券(シールになっている部分をはがさず、台紙ごと)
- ・ 町から送付された予診票(事前記入を)
- ・ 本人確認書類(健康保険証や運転免許証など)
- ・ お薬手帳(持っている人だけ)
- ※ 本人確認書類は1回目、2回目とも必要です。必ず持参してください。
- ※ 半袖など肩を出しやすい服装でお越しください。
- ※ 熱がある場合や体調が悪い場合は接種を控え、予約を変更してください。

接種進捗状況 (8月16日現在)

対象者数 (12歳以上の町内在住者 R2.1.1現在)	2万7,521人
1回目接種者数	1万3,990人 (50.8%)
2回目接種者数	1万2,926人 (47.0%)

接種完了により、新型コロナウイルス感染症の発症予防に効果が期待されていますが、他人への感染予防の効果はまだ分かっていません。接種後も感染予防に努めましょう。

9月12日⑧まで まん延防止等重点措置適用

今まで以上に徹底した**感染回避行動**を!

8月12日、愛媛県で初となるステージ4(直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が25人以上、爆発的感染拡大状態を示す国の指標)に該当し、同月20日から「まん延防止等重点措置」が適用されました。

現在、県内の感染者は8割近くが感染力の強いデルタ株に置き換わっており、今までにないスピードで家庭や職場内の感染が増加しています。不要不急の外出(特に松山市との往来)を自粛し、人との接触をできる限り減らすなど、一人一人が感染回避行動を徹底しましょう。

デルタ株の感染力は従来の1.5倍!!

みんなで一丸となって乗り越えましょう!



●危機管理課危機管理係
☎ 989-5103

中小企業の皆さんへ

支援制度の締め切り間近

詳細は、ホームページ(下の各QRコード)を確認するか、お問い合わせください。

●産業課商工水産観光係 ☎ 985-4120

えひめ版応援金(県・町連携事業)

感染症対策に取り組みながら事業を継続する事業者を支援するため、応援金を支給します。



▶対象者 次の全てを満たす事業者

- ①【法人の場合】主たる営業所が町内にあること
【個人の場合】町内に住民登録があること
- ②令和2年12月31日以前から同事業による収入を得ており、今後も継続する意思があること
- ③元年または2年の1月～5月のうちいずれかの月を含む年間事業収入が、法人の場合は240万円以上、個人の場合は120万円以上であること
- ④3年1月～5月のうち、任意の月の売り上げが前年または前々年同期比で30%以上減少していること
- ⑤給与収入がある個人は、比較月を含む年間事業収入が同じ年の給与収入よりも多いこと

▶**応援金の額**(※一事業者につき1回限り)
法人 20万円 個人 10万円

▶**申請期限** 9月30日⑧

感染拡大予防設備整備の経費を補助

感染拡大予防のための設備整備にかかる経費の一部を補助します。



▶対象者 次の全てを満たす事業者

- ①【法人の場合】主たる営業所が町内にあること
【個人の場合】主たる営業所が町内にあるか、町内に住民登録があること
- ②^{まつ}飛沫防止のための設備、換気設備や手洗い設備の整備に直接必要な設備工事等を行っていること

▶**対象経費の例** パーテーションの取り付け工事、機械的に室内の空気を排出する機能を備えた設備の設置工事、顧客向け手洗い設備の自動水栓化など

▶**補助金の額** 対象経費の2/3の額(上限50万円)

▶**申請期限** 9月15日⑧(※締め切り後、申請多数の場合は抽選で交付対象者を決定します。)

国の月次支援金もあります

まん延防止等重点措置などに伴う飲食店の休業・時短営業などの影響で、売り上げが50%以上減少した事業者を支援します。



▶**申請期限** 【7月分】9月30日⑧ 【8月分】10月31日⑧